

第3編 地震対策編

第1章 総 則

第1節 計画の概要

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき作成する計画である。「地震対策編」は、本市に係る地震対策に関し、市の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等を総合的・計画的に実施することにより、市域、及び住民等の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

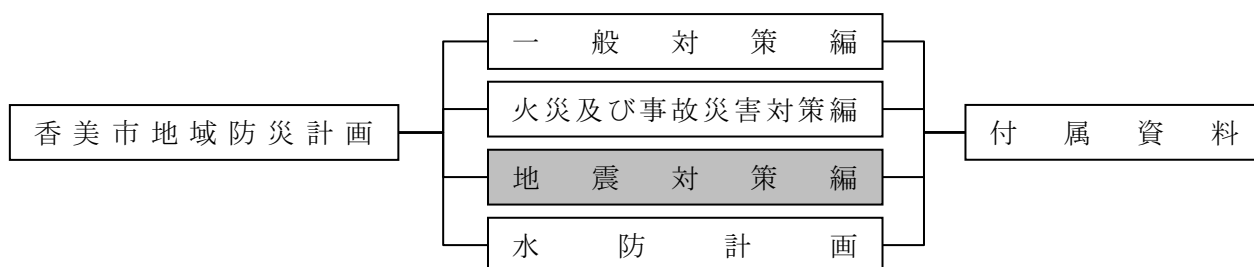
また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域となっており、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画作成機関

香美市防災会議

3 計画の構成

本計画は、市域において想定される災害に対して、市が処理すべき事務又は業務に関し市域内の関係機関の協力業務を含めて定めるものであり、一般対策編、火災及び事故災害対策編、地震対策編、水防計画及び付属資料によって構成する。なお、南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震対策編」で定める。



「地震対策編」は、地震対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行う各種対策を「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の時系列ごとに配置している。

本計画の全体構成及び内容は次のとおり。

(1) 総 則

本計画の目的、防災関係機関の責務の大綱、本市が行う地震災害対策に関する計画の方針について定める。

(2) 災害予防計画

地震災害が発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための基本的な措置等について定める。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、これを防御し、応急対応を実施するなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な措置について定める。

(4) 災害復旧・復興計画

被災者の生活支援や自立復興の促進など、生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧にあたっての基本方針を定める。

(5) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震対策特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、「地震対策編」に重点的な施策事項について定める。

(6) 一般対策編の準用

地震による災害は、風水害とは発生要因が異なるが災害対策上取るべき施策の内容はほぼ同様である。

そのため、本編の「地震対策編」では、具体的な施策については、「一般対策編」の施策を準用することとし、地震災害対策として特有な施策内容についてのみ記述した。

4 防災施策の基本方針

本計画の「予防」、「応急対策」、「復旧・復興」の各段階における防災施策の基本方針は次のとおり。

予 防 計 画	<p>【災害に強いまちづくり】</p> <p>(1) 地震に強いまちづくりを推進するため、建築物・公共施設・ライフライン施設の耐震化、防災拠点施設の整備、危険物施設等の安全化対策、土砂災害の予防対策を推進する。</p> <p>(2) 大規模災害時の復旧・復興を早期に実現するため、支援組織駐在の拠点、応急仮設住宅、がれき置き場等の用地を確保する。</p> <p>【市の防災力の向上】</p> <p>(1) 地震発生時の効果的な応急対策活動に備えるため、防災活動体制、情報収集・伝達体制、広報体制、防災関係機関との連携強化、備蓄の推進、消防力の強化、避難体制の整備、医療体制の整備、二次災害防止体制の整備、要配慮者対策、ボランティア活動の環境整備等を推進する。</p> <p>(2) 複合災害（地震発生時に集中豪雨等）を想定した備えを検討する。</p> <p>【住民等の自主防災力の向上】</p> <p>(1) 大規模地震時は行政が機能（公助）しないことが想定されるため、自分の命は自分で守る（自助）ことや、地域の自主防災組織等の助け合う（共助）活動を推進する。</p> <p>(2) 住民及び事業者の災害対応力を向上させるため、防災教育、防災訓練等効果的な手法を検討し、対策を実施していく。</p> <p>(3) 自主防災組織等防災活動を行っている組織の育成、支援を図る。</p> <p>(4) 要配慮者の自主防災力の向上に向けた対策を講じる。</p> <p>(5) 南海トラフ地震に関する地震防災上必要な防災教育を推進する。</p> <p>(6) 南海トラフ地震を想定した防災訓練を推進する。</p> <p>【沿岸部の被災地支援】</p> <p>南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定されるが、本市は内陸部にあり、津波災害を受けることがなく、これら被災した市町村を支援することが可能である。本市は、被災自治体に対し、被災者の受入れ、防災活動拠点の活用、行政機能の代行等の広域的な支援を行うため、具体的な検討を進める。</p>
------------------	---

<p style="text-align: center;">応 急 対 策 計 画</p>	<p>【迅速、的確な初動活動の実施沿岸部の被災地支援】 地震の発生直後からの迅速かつ的確な初動活動を実施するため、応急活動体制を早急に確立するとともに、災害情報の収集・伝達、災害広報を行う。また、大規模災害の場合は、相互応援、自衛隊の災害派遣等応援協力を早急に要請する。</p> <p>【被害の拡大防止】 的確な避難情報の発令の判断、指定避難所の開設、避難者の受入れ、運営・管理、救出・救護活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送活動を行う。</p> <p>【被災者の保護と社会秩序の安定】 (1) 生活必需品等の供給・調達、ごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、住宅確保、教育対策等を行う。 (2) 被災者の生活確保に資するライフライン等の施設・設備の応急復旧対策を早急に講じる。 (3) 避難所生活が長期化すること等を想定した「命をつなぐ」対策を行う。</p> <p>【沿岸部の被災地支援】 南海トラフ地震において甚大な津波被害が想定される沿岸の市町村を支援するため、県等と連携をしつつ、被災者の受入れ、防災活動拠点の活用、行政機能の代行等の広域的な支援を行う。</p>
<p style="text-align: center;">復 旧 ・ 復 興 計 画</p>	<p>【速やかな災害復旧・復興】 被災地域・施設の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、復旧・復興事業を計画的に推進する。そのため、本市にもっとも大きな被害を与えると思われる南海トラフ巨大地震を想定した事前復興計画の策定を検討する。</p> <p>【自立的生活再建の支援】 被災者に対する資金援助、り災証明書の発行、各種猶予・減免措置など生活再建支援を行う。</p>

5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

6 細部計画の策定

本計画に基づく活動を行うに当たって必要な細部計画については、本市各部並びに防災関係機関において定める。

7 国・県の防災計画との関係について

本計画は、国の定める防災基本計画、指定行政機関及び指定公共機関が定める防災業務計画並びに高知県地域防災計画との整合性・関連性を有する。

8 計画の周知・習熟

本市及び防災関係機関は、本計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分果たせるよう日ごろから調査・教育・研修・訓練その他の方法により、本計画及びこの計画に関連する細部計画等の習熟に努め、災害対策の対応能力を高める。また、住民への周知を図るため、広報・啓発活動に努める。

第2節 地震防災面からみた高知県の特性

1 南海トラフ地震の特徴

南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

地震調査研究推進本部地震調査委員会は、主要な活断層や海溝型地震（プレートの沈み込みに伴う地震）の活動間隔、次の地震の発生可能性等を評価し、公表している。令和5年1月に公表された南海トラフ地震の長期評価によるとM8～M9クラスの地震の今後の発生確率は、20年以内は60%程度、30年以内は70～80%程度、40年以内は90%程度となっている。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震及び津波（L2地震・津波）

ア 地震及び津波は、南海トラフの巨大地震モデル検討会（平成23年8月設置）が公表した現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスのものである。

イ 高知県下で震度6弱～7の揺れが予測される。

ウ 高知県下で、地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは10～20m、ところによっては30mを超え、非常に高くなることが予測される。

- (2) 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1地震・津波）

ア 高知県下で、震度5弱～6強（一部では震度7）の揺れが予測される。

イ 地震発生後早いところで3分、遅くとも30分以内には、一部の湾奥を除く全ての海岸線に津波が押し寄せ、その高さは6～8m、ところによっては10mを超えることが予測される。

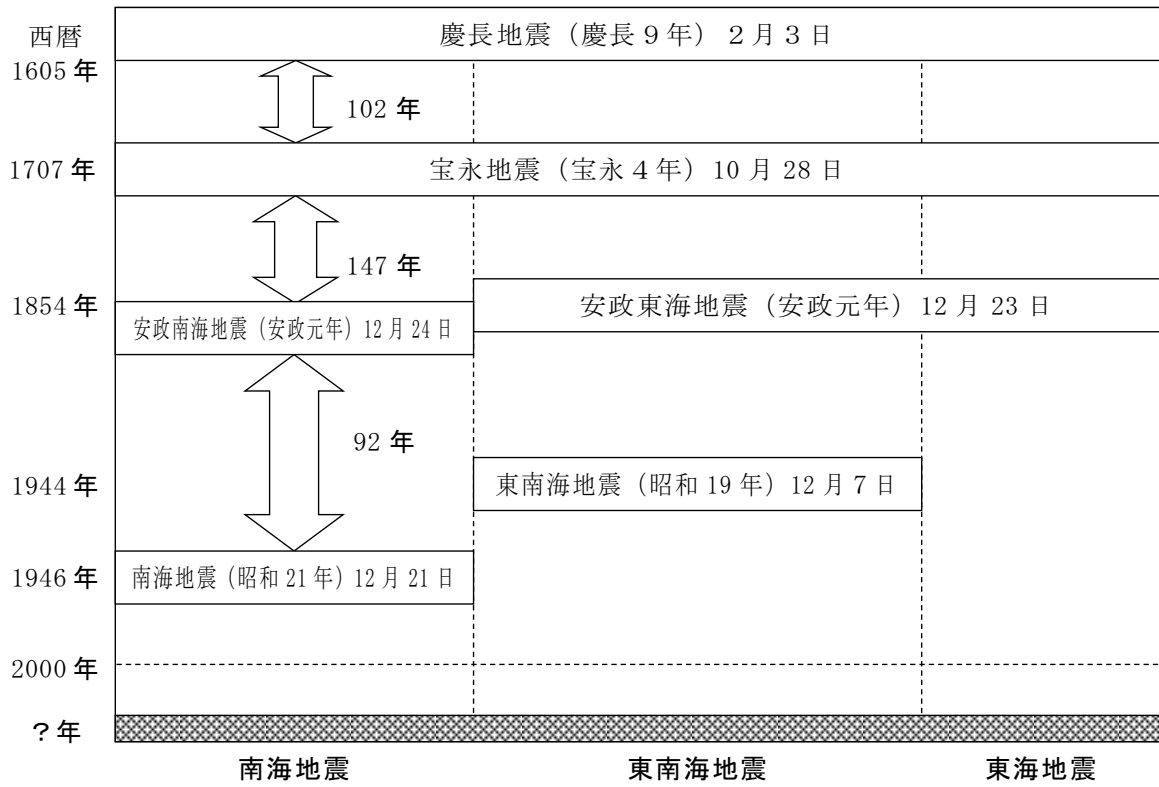
※ 近年で大きな被害を受けた事例としては、昭和21年の南海地震がある。（死者・行方不明者679人、負傷者1,836人）

2 地 形

高知県の地形を見ると、四国山地がそびえたち、県内のほとんどが山地である。高知平野などの平野が海岸に沿ってわずかに分布している。県南部、室戸岬周辺などでは、南海トラフ沿いの巨大地震に関係した階段状の平坦な土地（海岸段丘）が分布している。室戸岬や足摺岬付近には、このような海岸段丘をずらしている活動度の低い活断層がいくつか認められ、これらは南海トラフで発生する巨大地震と関係が深いと推定されている。これ以外には活断層は知られていない。

県内で発生した被害地震としては、文化9年（1812年）の土佐の地震（M不明）が知られている。県内で家屋などへの被害があった。また、寛政元年（1789年）の徳島県南部の地震（M7.0）などのように周辺地域で発生した地震によっても被害を受けることがある。

1600年以後の南海地震と東南海地震



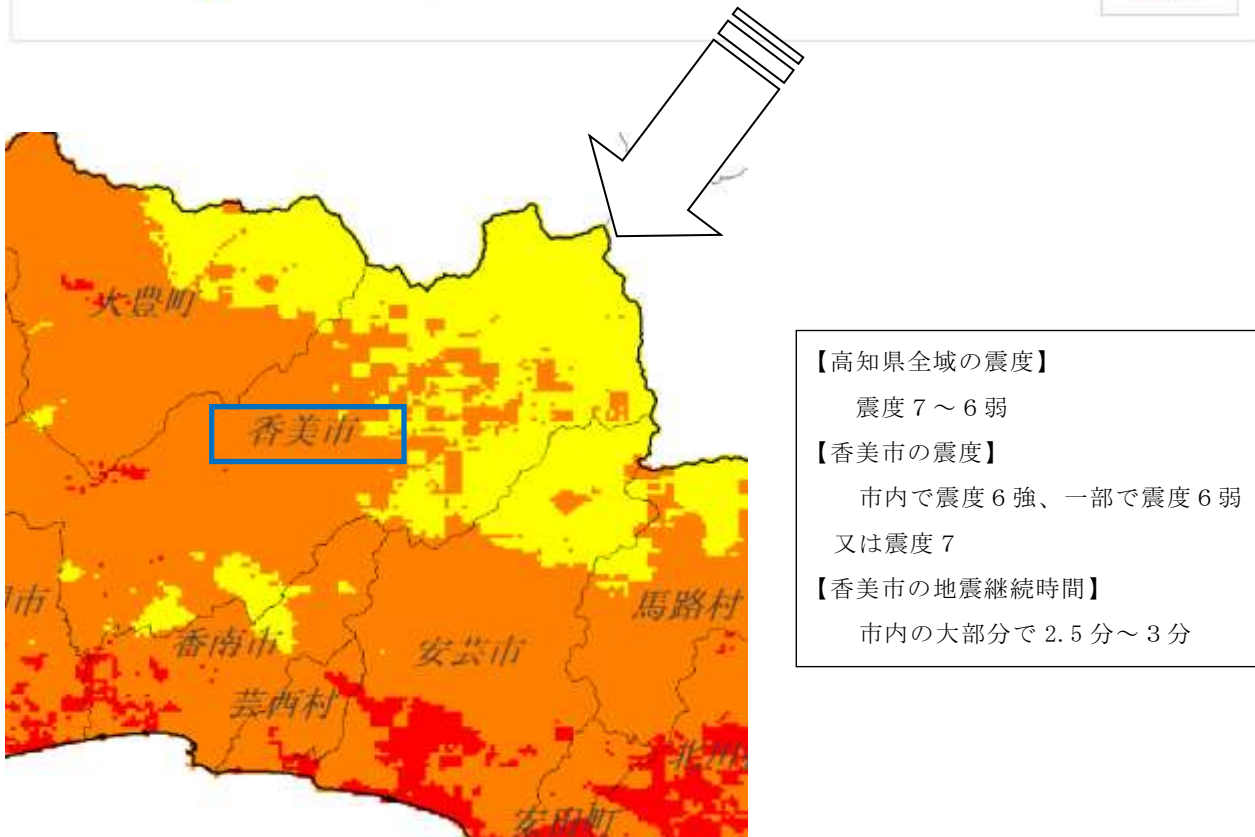
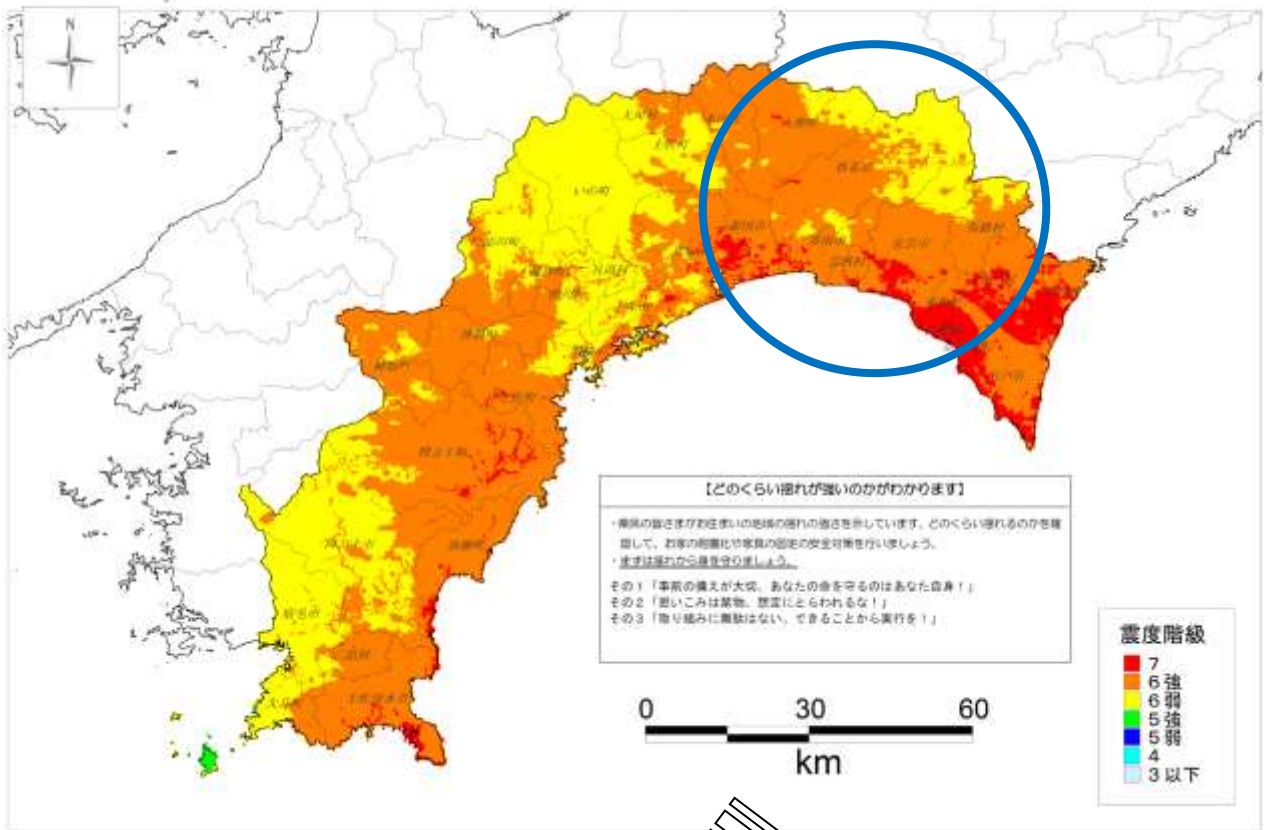
第3節 地震被害想定

- 1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震（L2地震・津波）

- (1) 震度分布

地震の強さは、平成24年8月に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第2次報告）」（以下、「内閣府モデル」という。）で示された強震断層モデル（M9.0）の4つのケースについて、より詳細な地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。

その結果、求められた震度分布及び地震継続時間分布は、次のとおりである。



震度分布図（最大クラス重ね合わせ）

(2) 被害想定

県は、「[高知県版第2弾] 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」(平成24年12月)の結果を基に、過去の事例等に基づいて南海トラフ巨大地震による被害を推計し、「[高知県版] 南海トラフ巨大地震による被害想定」(平成25年5月。以下「被害想定」という。)を公表した。本市に係る被害想定(L2の場合)の主な概要は、次のとおりである。

ア 建物被害

地震による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等が考慮されたものである。

全壊・焼失、半壊棟数 (単位：棟)

区 分	被害の要因				合 計	最大被害ケース	
	液状化	揺 れ	急傾斜	火 災		地震動	季節・時間
全壊・焼失棟数	*	4,600	30	630	5,200	陸側	冬18時
半壊	*	6,000	40	—	6,100	陸側	—

※ *は若干数を表している。

イ 人的被害

地震による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ(建物倒壊)によるものが支配的である。

死者、負傷者数 (単位：人)

区 分	被害の要因					最大被災ケース		
	建物倒壊		急傾斜	火 災	ブロッ ク塀等	合 計	地震動	季節・時間
	(うち屋内 収容物移 動・転倒、屋 内落下物)							
死者数	290	10	10	30	*	330	陸側	冬深夜
負傷者数	2,000	160	10	10	*	2,000	陸側	冬深夜

※ *は若干数を表している。

ウ 避難者

最大ケース(地震動：陸側、津波：ケース④、季節・時間：冬18時)の避難者数は、次のとおりである。

避難者数 (単位：人)

1日後			1週間後			1か月後		
避難者数	避難所 避難者数	避難所外 避難者数	避難者数	避難所 避難者数	避難所外 避難者数	避難者数	避難所 避難者数	避難所外 避難者数
7,540	4,470	2,980	9,640	5,000	5,000	13,760	4,120	9,640

※ 被害想定は見直されていないが、避難者数については、被害想定で使用した人口の数値に最新の国勢調査の人口減少率を乗じて想定を見直すこととされている。この表の想定は、令和2年度国勢調査を考慮して、本市が更新したものである。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

エ 上水道施設の断水人口

最大ケース（地震動：陸側、津波：ケース④）の断水人口は、次のとおりである。

上水道施設の断水人口 (単位：人)

人 口	断水率				断水人口			
	直 後	1 日 後	1 週間後	1 か月後	直 後	1 日 後	1 週間後	1 か月後
25,602	87%	61%	57%	40%	22,000	16,000	15,000	10,000

オ 下水道施設の機能支障人口

最大ケース（地震動：東側、津波：ケース④）の機能支障人口は、次のとおりである。

下水道施設の機能支障人口 (単位：人)

処理人口	支障率				支障人口			
	直 後	1 日 後	1 週間後	1 か月後	直 後	1 日 後	1 週間後	1 か月後
12,000	80%	80%	0%	0%	9,800	9,800	0	0

2 発生頻度の高い一定程度の地震及び津波（L1地震・津波）

(1) 震度分布

県は、平成16年3月の「第2次高知県地震対策基礎調査」による安政南海地震が単独発生した場合(M8.4相当)のモデルに最新の地盤情報を反映し、250mメッシュ単位で震度を推計した。その結果求められた震度分布は、次のとおりである。

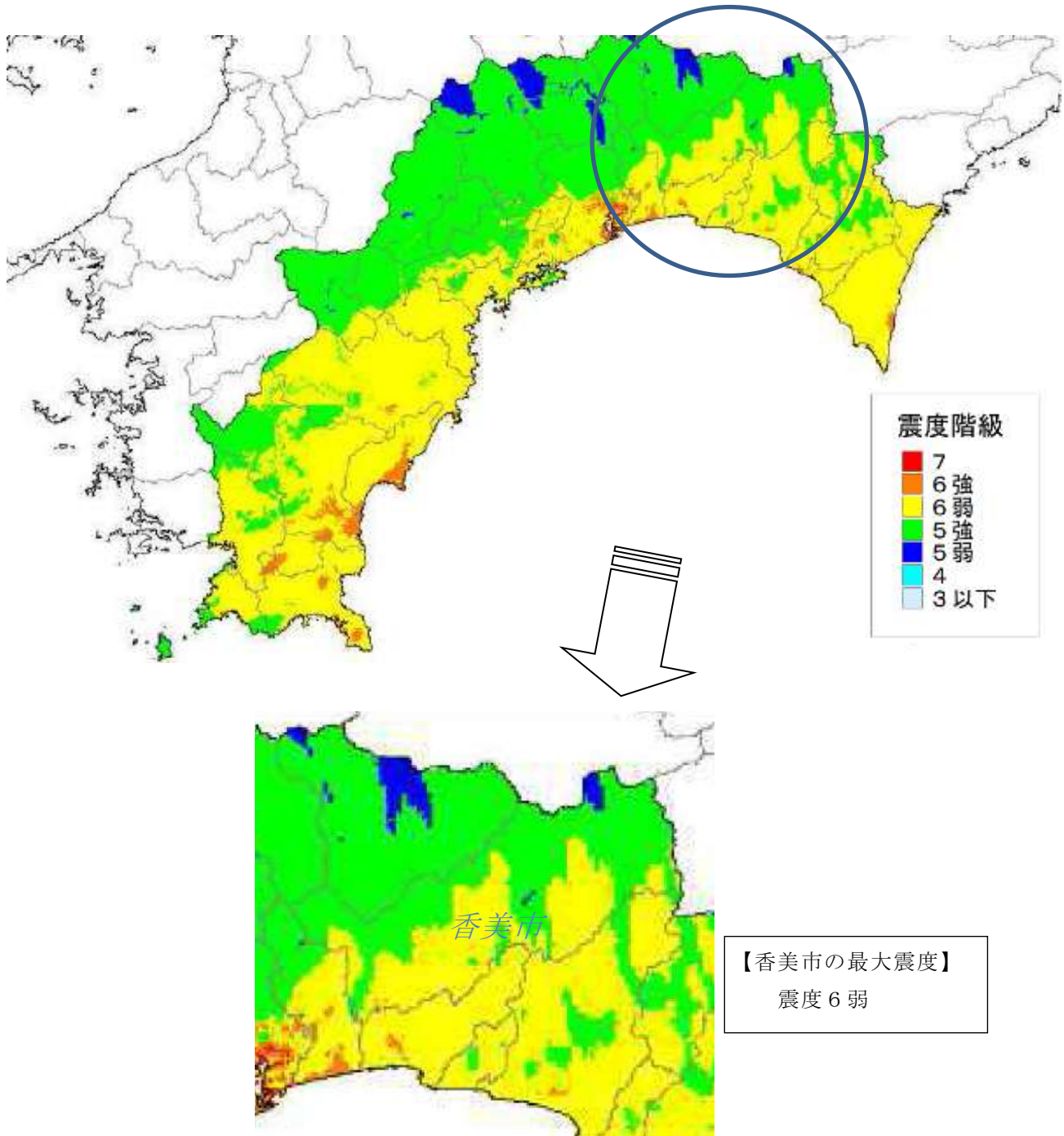


図 震度分布図

(2) 被害想定

本市に係る被害想定（L1の場合）の主な概要は、次のとおりである。

ア 建物被害

地震による建物被害は、建物の構造や建築年代、地域の消防力、急傾斜地崩壊危険度ランク等が考慮されたものである。

全壊・焼失、半壊棟数 (単位：棟)

区 分	被害の要因				合 計	最大被害ケース
	液状化	揺 れ	急傾斜	火 災		季節・時間
全壊・焼失棟数	*	100	*	310	410	夏12時
半 壊	*	1,500	10	—	1,500	—

※ *は若干数を表している。

イ 人的被害

地震による人的被害は、建物被害と相関があり、揺れ（建物倒壊）によるもの、火災によるものが支配的である。

死者、負傷者数 (単位：人)

区 分	被害の要因					合 計	最大被災ケース
	建物倒壊	急傾斜	火 災	ブロッ ク塀等	季節・時間		
	(うち屋内 収容物移 動・転倒、屋 内落下物)						
死者数	10	*	0	0	0	10	冬深夜
負傷者数	290	20	0	10	0	290	冬深夜

※ *は若干数を表している。

第4節 香美市防災会議

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第1章第4節「香美市防災会議」に準ずる。

第5節 防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第1章第5節「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

第6節 住民、事業者の責務

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第1章第6節「住民、事業者の責務」に準ずる。

第2章 災害予防計画

地震災害は、風水害とは発生要因が異なるが、災害予防対策として取るべき施策の内容はほぼ同様であるため、以下に定める事項のほかは、第1編「一般対策編」第2章「災害予防計画」に準ずる。

第1節 災害に強いまちづくり

1 地震に強いまちづくりの推進

大規模地震や、これに伴う土砂災害、地震火災などから、人命や財産の損失を未然に防ぐため、都市構造の形成を防災の観点からも見直しを行い、地震に強いまちづくりを推進する。

- (1) 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所、火災延焼遮断帯、防災活動拠点、緊急輸送道路となる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備を図る。
- (2) 市域の中心部など建築物の密集した火災延焼危険率の高い地域等において、建築物の耐震・不燃化による延焼防止を図り、防災に配慮した土地利用への誘導等大規模火災の防止対策を講ずる。

2 公共、公用施設の耐震化対策の推進

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を円滑に実施するためには、公共施設等の耐震性等を確保しておく必要がある。また、公共施設等は不特定多数に利用されるため、特に安全性の向上を図る必要がある。とりわけ、新耐震基準（昭和56年6月施行）制定以前に設計施工された公共施設等のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設については、香美市耐震改修促進計画に基づき、地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防ぐため、現行基準を満足していない建築物に対して、主として住宅及び不特定多数が利用する建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

3 一般建築物の耐震化対策等の推進

地震による建築物の被災は、重大な人的被害の発生をもたらすとともに、火災の発生源ともなり、地震被害の軽減対策上その耐震性の確保は極めて重要である。このため、住民に対して、新耐震基準制定以前に施工された木造住宅等への耐震診断の必要性をPRし、建築物の災害予防知識及び建築基準法令の普及・啓発を図り、遵法精神の高揚に努めるとともに、建築確認申請時等において防火上及び耐震上の指導を行うなど建築物の耐震化について啓発を推進する。

その際、建築設備、天井材、ブロック塀、自動販売機、窓ガラス、屋内の家具等の転倒・落下対策についても周知を図る。

4 屋外広告物等の落下防止

道路管理者及び屋外広告物許可権者は、災害により落下事故等が生じるおそれがある屋外広告物について、設置者に対して改善措置を講じるよう指導する。

5 ライフライン施設の耐震化対策の推進

上下水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすため、主要設備の耐震化、液状化対策、耐水化を行い、設備の機能の確保を進める。そのため、地震時に備えた水道施設・設備の整備を促進し、漏水の未然防止、緊急時に対応可能な浄水・給水場の整備を図る。また、下水道処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設について、地震等で被災した際にも機能を保持する構造化を目指す。電気、ガス、通信施設につ

いては、関係する各事業者と日ごろから情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。また、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

さらに、各種ライフラインが寸断される不測の事態へ備えるため、飲料水や食料などの生活必需品の個人備蓄を推進するものとする。

6 火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備推進

地震火災は同時多発する可能性があり、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ、通常の火災よりも被害が拡大する可能性がある。こうした事態に備え、市及び消防本部は住民の火気取扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、指定緊急避難場所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性貯水槽の整備等による消防水利の整備を推進する。

7 危険物施設等災害予防の推進

地震により危険物施設等が損傷すると、飛散、漏洩、爆発、火災などにより、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがある。こうした事態に備え、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、消防本部と連携し、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進める。

8 土砂災害等の予防の推進

地震が発生すると、土砂災害の発生、河川・ダムの決壊、ため池の崩壊等が懸念される。このため、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、次の対策に積極的に取り組む。

- (1) 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
- (2) 住民への周知

9 文化財の耐震化の推進

文化財を地震から保護するため、年1回以上その管理状況（転倒・倒壊対策の状況、消防設備の整備状況）を調査し、これに基づき必要な措置を講ずる。

第2節 市の防災力の向上

1 迅速かつ円滑な災害対策本部体制確立のための環境整備

地震発生時には、まず来庁者及び職員の安全確保を図るとともに（勤務時間中に発災した場合）、災害対策本部を迅速かつ円滑に立ち上げ、各種災害応急対策を遂行する体制を整える必要がある。このため、あらかじめ次の点について対策を講ずる。

- (1) 来庁者及び職員の避難誘導マニュアルの作成及び訓練
- (2) 庁舎内ロッカー、キャビネット、自動販売機等の転倒・落下防止対策
- (3) 本部室（会議室）の備品等の備え
- (4) 停電時の自家発電装置の備え
- (5) 職員の食料、水、トイレ等の備え
- (6) 業務継続計画（BCP）の策定

2 職員の動員体制の整備

休日・夜間等勤務時間外に地震が発生した場合、的確な初動活動のためには職員を迅速に動員する必要がある。このため、動員配備表の配布や訓練等を通じて、動員配備基準の周知徹底を図る。

3 情報収集・伝達手段の整備

地震発生直後は、各現場、県等防災関係機関との間でさまざまな情報交換を行う必要があるが、携帯電話も含め一般加入電話の輻輳・途絶も想定される。こうした事態においても、適切な情報収集・伝達が行えるよう、あらかじめ次の点について対策を講ずる。

- (1) 防災行政無線（同報系・移動系）の整備
- (2) 災害時優先電話の指定
- (3) 各種無線運用方法の習熟（マニュアルの作成・訓練）
- (4) アマチュア無線技士との協力体制の整備

4 被害情報収集体制の整備

地震後の災害応急対策活動を迅速かつ的確に遂行するためには、まず、被害状況を適切に把握する必要がある。そこで、自主防災組織等を活用し、住民から被害情報を入手する体制を整備する等、適切な被害情報の収集体制を整える。

5 住民への広報体制の整備

地震後においては、二次災害防止の呼びかけ、避難情報のほか、安否情報、給水や物資配布、交通規制情報などさまざまな生活情報を住民に広報することが求められる。このため、住民への広報活動を適切に行えるよう、次の点について準備を行う。

- (1) 住民への情報伝達手段の充実
防災行政無線（同報系）、サイレン、インターネット、広報車等複数の情報伝達手段の充実
- (2) パソコンの整備
防災拠点及び指定避難所としている各学校のパソコンの整備（今後、教育用パソコンを災害時にも活用することができる体制を整備する。）
- (3) 広報誌（チラシ）の発行体制の整備

6 防災関係各機関・団体との連携強化

地震後の各種災害応急対策活動は、市及び防災関係機関・団体が連携して実施する。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ次の点について準備を行う。

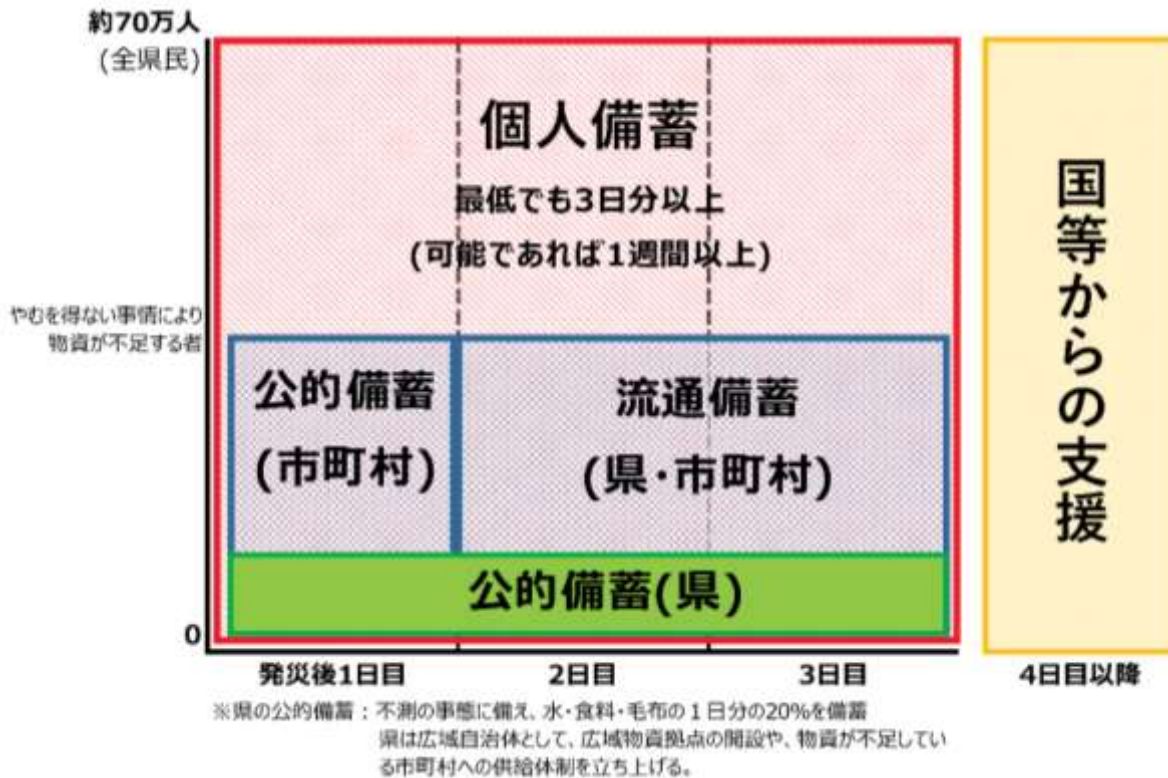
- (1) 協定等の締結
- (2) 定期的な情報交換の実施
- (3) 防災訓練の実施

7 物資・資機材等の備蓄の推進

大規模地震により多数の住民が被災した場合、飲料水、食料、生活必需品等生活関連物資や救出・救助用資機材が必要となる。そこで、迅速・的確に被災者への支援を行うことができるよう、県が実施した被害想定等に基づき、公的備蓄型・流通在庫備蓄型の両面から、今後、物資の備蓄整備を推進する。備蓄にあたっては、次の点に留意する。

- (1) 公的備蓄のための備蓄倉庫の整備
 発災時に迅速な供給を行えるよう、可能な限り地区ごとに分散して備蓄倉庫を整備する。その際、水害等の危険性がないよう十分配慮する。
- (2) 流通在庫備蓄のための協定等の締結
- (3) 季節性、地域特性に配慮した備蓄（ストーブ、扇風機等）
- (4) 要配慮者に配慮した備蓄（粉乳、おむつ、食べやすい食品、車イス等）
- (5) 集団生活に配慮した備蓄（プライバシーの確保のための仕切板等）
- (6) 時間の経過を考慮した備蓄（避難生活が長期化した場合に備えた生鮮食料品等の流通在庫備蓄体制の整備等）
- (7) 指定避難所等防災拠点を考慮した備蓄

備蓄目標（考え方）のイメージ



出典：「高知県備蓄方針」（令和3年6月改定）

8 消防力の充実強化

地震時の消防活動を円滑に行えるよう、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、消防施設、消防水利等の充実に努めるとともに、次の観点から活動能力の向上に努める。

(1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援活動等の消防活動計画を定めておく。

(2) 消防力の強化、活性化

第1編「一般対策編」第2章第10節「救助・救急体制の整備」及び第15節「消防団及び自主防災体制の整備」に準ずる。

9 避難体制の整備

(1) 地震時において、本市で避難が必要な場合としては、概ね次の事態が想定される。

- ア 住宅密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
- イ 土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合
- ウ 住家が被害を受け、住居に危険がある場合

(2) 住民が適切に避難できるよう、次の点について避難体制の整備を図る。

- ア 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所、福祉避難所の指定・整備
- イ 指定避難所の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能、情報収集及び伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設の整備
- ウ 指定緊急避難場所、避難路、指定避難所、福祉避難所の住民への周知
- エ 指定避難所、福祉避難所の開設・運営管理体制の整備（マニュアル作成等）

10 医療体制の整備

地震により多数の負傷者が発生した場合、管内医療機関の稼働状況の把握、医療救護所の設置、医療救護チームの派遣要請・受入れ・重傷者の後方搬送、住民への広報等様々な活動が求められる。これらの活動を適切に行えるよう、次の観点から医療体制の整備を推進する。

- (1) 医師団、医療機関との連絡体制の整備
- (2) 医療救護チームの派遣要請・受入体制の整備（マニュアル作成等）
- (3) 後方搬送体制の整備
- (4) 被災医療機関への支援体制の整備（避難支援、給水等）
- (5) 医療救護所の住民への周知

11 二次災害防止体制の整備

地震後には、余震等により家屋の倒壊、堤防やため池の決壊、土砂災害等の二次災害が懸念される。二次災害を防止するためには、地震後、住居や各危険箇所の危険性を把握し、必要に応じて応急措置や避難の措置をとる必要があるが、危険性の把握に当たっては、建築士、砂防技術者等専門技能者の協力が必要である。このため、これら専門技術者との連絡体制や活動体制をあらかじめ整備しておく。

12 要配慮者対策の推進

要配慮者が災害に見舞われると、その支援者を含めさまざまな障害に直面する。これらの人々を支援するため、次の観点から対策を推進する。

- (1) 安否確認体制の整備（避難行動要支援者台帳の作成等）
- (2) 地域での避難等支援体制の整備
- (3) 福祉避難所の指定及び周知

13 防災ボランティア活動の活性化のための環境整備

近年、ボランティア活動に関する認識も深まっており、防災の分野でも阪神・淡路大震災を契機に全国的に多様な取り組みが展開されている。防災ボランティア活動は、活動を通じて防災知識の習得や人的なネットワークの形成が図られる等、自らの防災力を向上させることにも結びつく。このため、次の観点から、防災ボランティア活動の活性化に向けた環境整備を推進する。

- (1) 防災ボランティア活動に関する普及啓発
- (2) ボランティアの活動拠点の整備

14 実践的な防災訓練の推進

市及び住民等の防災力を向上させ、防災関係機関・団体等との連携を強化するため、また、本計画の実効性の検証等防災上の課題を把握するため、定期的に広域訓練、総合防災訓練、情報収集・伝達や参集等の個別訓練、図上シミュレーション訓練の実施を推進する。

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第2章第20節「実践的な防災訓練」に準ずる。

15 防災知識を深めるための取り組み

- (1) 防災関係者の研修
職員を対象に、地震及び津波に関する研修を毎年実施し、人材の育成を図る。
- (2) 防災教育の実施
南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を推進し、その取り組みを家庭、地域へと広げていく。

(3) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、映像を含めた各種資料を広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(4) 防災に関する啓発

住民に対し、強い揺れや長い揺れを感じた時は迷うことなく、自ら率先して避難行動を取る等、避難に関する知識を身に付けてもらうように啓発する。

(5) 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

第3節 住民等の自主防災力の向上

1 各家庭・事業者の自主防災力の向上

地震から自らの生命・財産を守る基本は、各家庭、事業者での自主防災力の向上である。市は、自主防災力の向上を図るため、啓発や防災訓練に関し効果的な手法を検討し、対策を実施していく。事業者については、防火管理業務の指導等も合わせ被害の発生・拡大防止を図る。

家庭に求められる自主防災力向上対策は、次のとおりである。

(1) 家庭での危険防止対策の実施

- ア 家具の固定
- イ 落下物の防止
- ウ 家屋の耐震化（診断、補強等）・不燃化
- エ 家屋周辺の危険性の把握
- オ 感震ブレーカー、住宅火災警報器等の設置

(2) 家庭備蓄の実施

- ア 消火器、バケツ等の消火用具
- イ のこぎり、バール等の救出用具
- ウ 救急医療セット等の医療用品
- エ 食料、水、燃料（最低3日分以上（可能であれば7日分以上））
- オ 衣服、毛布等の生活用品
- カ 懐中電灯等の照明用品
- キ ラジオ等の情報収集用品
- ク その他各家庭の実情に応じた品目（ミルク、めがね等）

(3) 防災知識及び対処方法の理解と習得

- ア 地震の知識（発生メカニズム、「震度」と「マグニチュード」の違い、余震への対応等）
- イ 地震発生時の対処方法（初期消火、救出・救護等）
- ウ N T T災害用伝言ダイヤル『171』の利用方法
- エ 非常時の家族の指定緊急避難場所や連絡方法の確認
- オ 緊急速報メールによる確認

(4) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や防災文化を確実に後世に伝えていくため、家庭や事業者内で話し合う等による伝承に努める。

2 地域の自主防災力の向上

自主防災力は、地域ぐるみで高めていくことで組織的な力を発揮できるようになる。このため、自主防災組織の組織化を促すとともに、自主防災組織の活動能力の向上を図るため、リーダーの養成、活動マニュアルの作成、資機材の整備、備蓄場所の確保、防災訓練等に関し、積極的に支援していく。

また、日ごろの自治会活動を通じて、ビデオ、防災パンフレットの活用や研修会の実施などにより防災意識の啓発を図る。

3 要配慮者の自主防災力の向上

要配慮者が災害に見舞われると、その支援者も含めさまざまな障害に直面する。外部からの支援が始まるまでには相当の時間を要すると考えられることから、それまでの間、自力で対処できる能力を高めていく必要がある。

福祉関係者及び要配慮者自身と協働で、要配慮者及び避難行動要支援者の自主防災力の向上に向けた対策を講じていく。

4 小中学校及び要配慮者関連施設の自主防災力の向上

児童生徒、乳幼児、要介護高齢者、身体障害者、傷病者等が集まる小中学校及び要配慮者利用施設が地震によって大きな被害を受けると、多くの人的被害が発生するおそれがある。このため、市は、各施設の管理者等に対し、地震発生時に的確な対応が図れるよう、消防計画や防災計画の作成、見直し、防災訓練の定期的な実施について指導する。

5 小中学校における防災教育の推進

児童生徒に対する防災教育は、児童生徒自身の自主防災力を高めるばかりでなく、将来的に災害に強い人材を育てていくという意味でも重要である。

地震災害に関する知識を深め、地震への対応力を高めるため、各教科、総合学習、特別活動の指導における副読本等教材・資料の作成、避難訓練、応急処置など、児童生徒の発達段階や学校等の実態に応じた防災教育に取り組む。

第4節 沿岸被災地に対する支援力の向上

南海トラフ地震では、沿岸の市町村が甚大な津波災害を受けることが想定されるため、本市の特性を活かし、これら被災した市町村を支援することで地域の「命を守る」「命をつなぐ」等に貢献する。

そのため、本市の防災力及び住民等の自主防災力を高め、いち早く支援者となることに取り組む。沿岸市町村の被災状況を考慮した以下の取り組みを進める。

- (1) 県及び沿岸市町村、防災関係機関・団体との継続的な協議実施
- (2) 防災活動拠点の活用、行政機能代行等の検討
- (3) 指定緊急避難場所についての沿岸市町村への広報
- (4) 指定避難所収容能力の向上
- (5) 医療救護所の能力向上
- (6) 沿岸市町村と協力した備蓄量の確保
- (7) 応急仮設住宅用地の確保
- (8) その他、沿岸市町村の支援に関すること
- (9) 県内消防相互応援協定に基づく消防活動の実施

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 組織体制

1 災害対策本部

第1編「一般対策編」第3章第1節第1の1「災害対策本部」に準ずる。

2 現地災害対策本部

第1編「一般対策編」第3章第1節第1の2「現地災害対策本部」に準ずる。

第2 災害対策本部及び現地災害対策本部の運営

災害対策本部及び現地災害対策本部の運営は、災害対策基本法、香美市災害対策本部条例の規定に基づき、本計画の定めるところにより行う。

1 災害対策本部の運営

第1編「一般対策編」第3章第1節第2の1「災害対策本部の運営」に準ずる。ただし、災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。

【災害対策本部の設置基準】

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、総合的な災害応急対策を必要とすると認めたときは、次の基準により災害対策本部を設置する。

- 震度5弱以上の地震が発生したとき
- 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき
- その他、本部を設置し、総合的応急対策を行う必要があると認めたとき

2 現地災害対策本部の運営

第1編「一般対策編」第3章第1節第2の2「現地災害対策本部の運営」に準ずる。ただし、現地災害対策本部の設置基準は次のとおりとする。

【現地災害対策本部の設置基準】

本部長は、次に示す基準により、現地災害対策本部を設置する。

- 被害が局地的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき
- 地震、豪雨等に伴う二次災害が発生し、又は発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難情報の決定・通報並びにその他の救援・救助措置を行うために必要と認めるとき

3 各部の班編成及び事務分掌

第1編「一般対策編」第3章第1節第2の3「各部の班編成及び事務分掌」に準ずる。

第3 動員計画

1 職員の配備体制

地震が発生した場合における、市職員の配備体制は、次の基準による。なお、消防部の配備体制は別途定める。

職員の配備基準（地震災害の場合）

体制区分		配備基準	自動参集・配備基準	動員基準
市町村配備	震災第1次防災体制	○ 高知県中部で震度3の地震が発生したとき	/	○ 次に掲げる部署の必要と認められる人員 ・防災対策課
	震災第2次防災体制	○ 高知県中部で震度4の地震が発生したとき		○ 次に掲げる部署の必要と認められる人員 ・防災対策課 ・香北支所市民生活班 ・物部支所市民生活班
災害対策本部設置	震災第3次防災体制	○ 高知県中部で震度5弱の地震が発生したとき ○ 高知県に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき	○ 香美市で震度5弱の地震が発生したとき	○ 次に掲げる災害対策本部の人員 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・各部の必要と認められる副部長、班長及び班員（本部班は全員）
	震災第4次防災体制	○ 高知県中部で震度5強の地震が発生したとき ○ 高知県に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき	○ 香美市で震度5強の地震が発生したとき	○ 次に掲げる災害対策本部の人員 ・本部長 ・副本部長 ・本部員 ・各部の必要と認められる副部長、班長及び班員（本部班は全員）
	震災第5次防災体制	○ 高知県中部で震度6弱以上の地震が発生したとき ○ 高知県に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき	○ 香美市で震度6弱以上の地震が発生したとき	○ 全職員

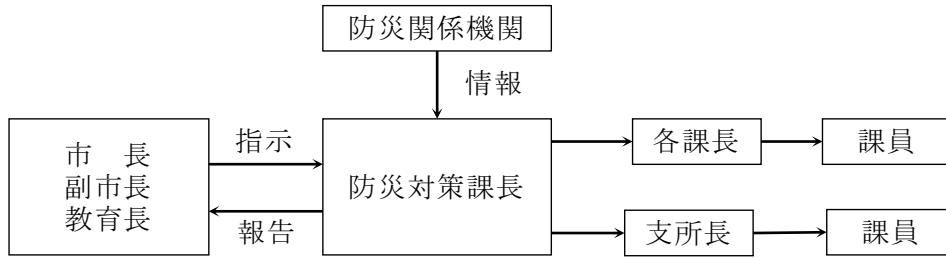
2 職員の動員

(1) 招集・連絡

ア 勤務時間内における動員配備

- (ア) 市長は、直ちに必要な配備体制を決定し、防災対策課長に対して、職員の配備に関する伝達を指示する。
- (イ) 防災対策課長は、各課長・支所長に対して、庁内放送等により職員の配備を伝達する。
- (ウ) 各課長・支所長は、課員に対して配備を指示する。

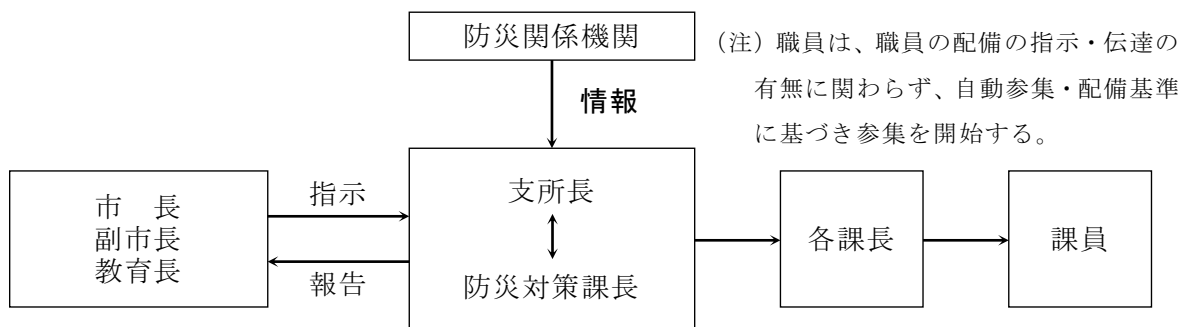
伝達系統図（勤務時間内）



イ 勤務時間外における動員配備

- (ア) 職員は、本市に震度3以上の地震が発生した場合には、自動参集・配備基準に基づき直ちに参集を開始する。
- (イ) 防災対策課長又は支所長は、職員の配備基準のいずれかに該当するときは、直ちに市長に連絡する。
- (ウ) 市長は、直ちに必要な配備体制を決定し、防災対策課長に対して、職員の配備に関する伝達を指示する。
- (エ) 防災対策課長は、各課長・支所長又は全職員に対して、職員参集システム等により職員の配備を伝達する。なお、各課長・支所長に対する伝達であるときは、各課長・支所長は、課員に対して配備を指示する。

伝達系統図（勤務時間外）



(2) 勤務時間外において所定の場所に参集できない職員の対処

状 況	対 処
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）により、所定の参集ができない場合 ○ 勤務する庁舎への参集に1時間以上要すると判断される場合 	最寄の市の施設（本庁、支所）に参集し、所属長の指示があるまでは、その施設の責任者の指示に従って災害応急対策を実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況（道路の閉塞、通行状況やバス、鉄道の運休等）又は本人若しくは家族の負傷等、その他やむを得ない事情により、いずれの施設にも参集できない場合 	何らかの手段をもって、その旨を所属長又は最寄の市の施設へ連絡する。

(3) 配備に対する職員の心構え

ア 災害に備えて、あらかじめ職員の配備体制及び自己の任務の習熟に努めること。

イ テレビ、ラジオ、気象庁ホームページ、緊急速報メール、高知県防災アプリ、防災行政無線放送等により、防災気象情報、避難情報、配備体制等の把握に努めること。

ウ 職員の配備基準に該当する場合において、配備の伝達・指示がないときは、自らが課長に連絡をとり、配備の指示を受けること。また、連絡がとれない場合には、自らの判断で参集し、災害応急対策を実施すること。

エ 上記ウに関わらず、自動参集・配備基準に該当する場合には、直ちに参集を開始すること。

(4) 職員の配置

災害対策本部が設置されたときは、直ちに災害対策本部会議を開催し、職員の参集状況に応じた職員の配置（人事異動）を協議する。その際、次に掲げる事項に配慮する。

【職員配置を行う上での配慮事項】

- 災害に対処できる配置であること
- 災害対応の長期化に備え、職員の交代勤務などの措置が考慮されていること
- 警戒体制から非常体制へ、非常体制から緊急非常体制へ円滑に移行することができること
- 総務部総務班を通して、他部への応援の要請、派遣を行うこと

3 労働力の確保

災害応急対策を実施するにあたって、市職員の動員のみでは労力的に不足する場合、次のとおり労働力を確保する。

(1) 従事協力命令

市長は、災害応急対策実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、住民等に従事命令・協力命令及び保管命令を発し、労務の提供を求めることができる。

対 象 事 業	区 分	執行者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市長	災害対策基本法第65条第1項
		警察官	災害対策基本法第65条第2項
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令 協力命令	県知事	災害救助法第7、8条
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令 協力命令	県知事 (市長)	災害対策基本法第71条第1項
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官	警察官職務執行法第4条
水 防 作 業	従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条
消 防 作 業	従事命令	消防吏員 消防団員	消防法第29条第5項

ア 従事命令等の執行

(ア) 従事命令等の執行に際しては、必要最小限とする。

(イ) 従事命令等の執行に際しては、法令等に定める令書を交付する。

イ 損害賠償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事し、そのことによって死亡あるいは負傷し、若しくは疾病等にかかった人又は遺族に対する補償は、次の法律に基づき行う。

(ア) 災害対策基本法第84条

(イ) 消防法第36条の3

(ウ) 災害救助法第18条

(エ) 水防法第45条

(オ) 警察官の職務に協力援助した人の災害給付に関する法律

第2節 災害情報の収集・伝達

地震災害発生時において応急対策を効果的に実施するため、関係機関及び住民等に対し迅速かつ適切な各情報等の伝達を行うための連絡体制、地震情報、被害情報その他の災害情報の収集・伝達を行うための体制について定める。

1 情報連絡体制の確立

本市に震度5弱以上の地震が発生したときは、市は直ちに電話、FAX、防災行政無線等の通信機器の緊急点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、市内の連絡及び、県、消防、警察、ライフラインその他の防災関係機関との情報連絡体制を確立する。なお、震度5弱未満の地震であっても、通信機器の異常が確認されたときは、直ちに応急復旧等の措置を講ずる。

(1) 通信施設・設備の機能確認等

市の各部（各課）は、災害発生後、所管する通信施設・設備の機能回復に努める。

ア 通信施設・設備の機能確認

- (ア) 電話・FAX等の機能確認
- (イ) 無線設備の機能確認
- (ウ) 市内ネットワーク等の通信施設の機能確認

イ 一般電話・防災行政無線が機能しない場合の措置

- (ア) 衛星携帯電話の利用
- (イ) 伝令による連絡

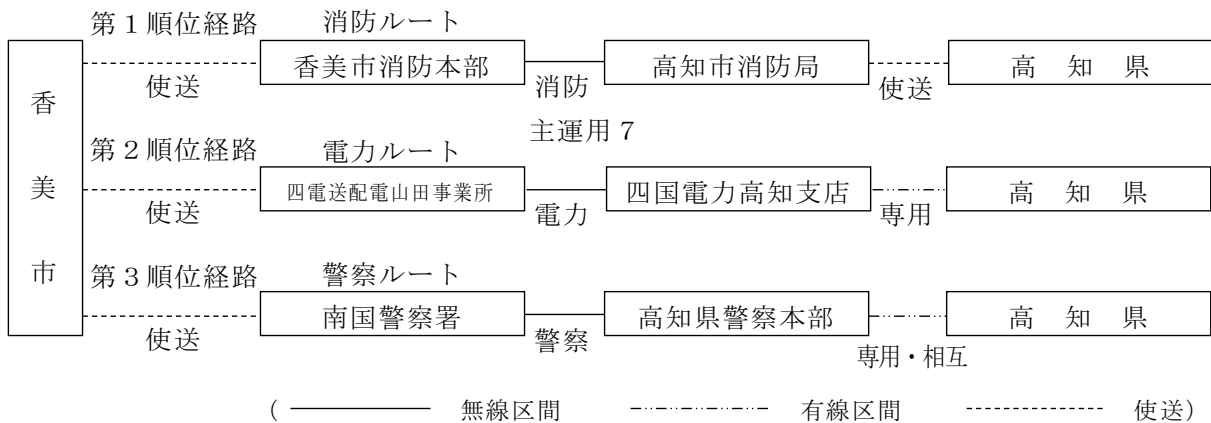
(2) 非常通信手段の活用

本市と高知県との間における非常通信計画は次のとおり。

ア 通常確保されているルート

香美市 (本庁・支所)	公衆回線	088-823-9320	FAX	088-823-9253	高知県 (災害対策本部)
	地上系無線	8001-2180	FAX	800-700	
	総合防災情報システム（所定の災害報告及びメール機能）				

イ 非常通信ルート



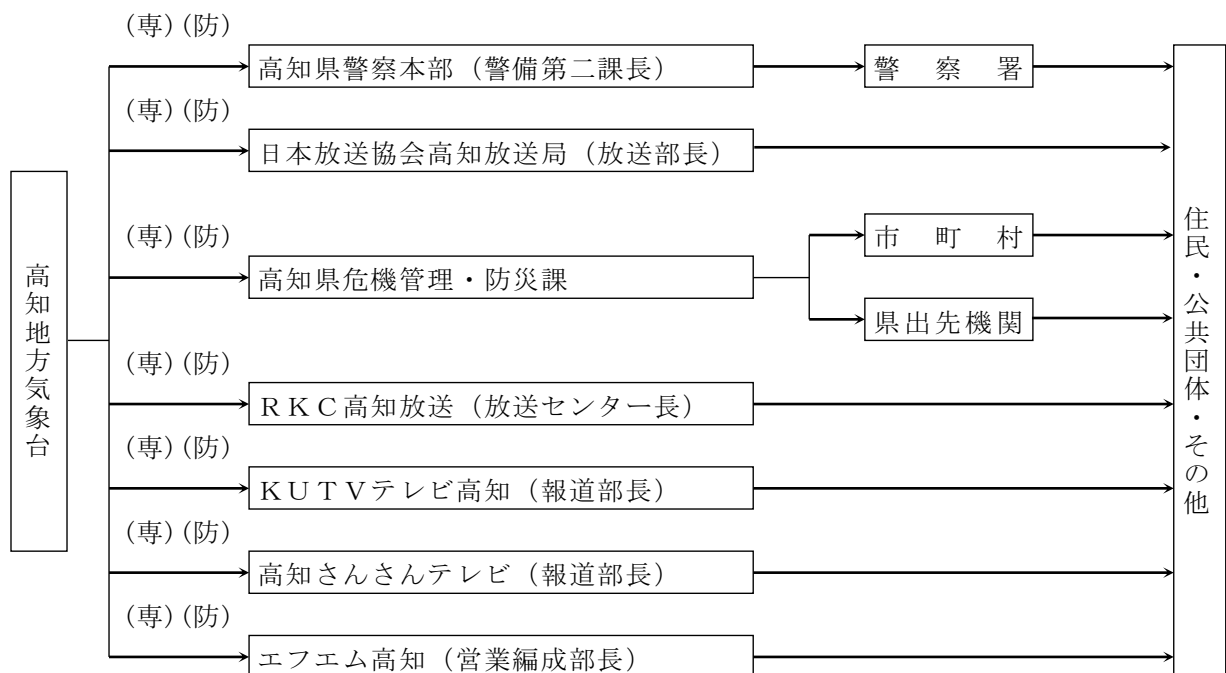
ウ 関係機関電話番号

高知県災害対策本部（危機管理・防災課）	088-823-9320
香美市防災対策課	0887-52-8008
香美市消防本部	0887-53-4176
高知市消防局	088-822-8151
四国電力送配電山田事業所	088-826-8325
四国電力高知支店総務課	088-822-9211
南国警察署	088-863-0110
高知県警察本部災害対策室	088-826-0110

2 地震情報の伝達

(1) 住民への地震情報の伝達

地震情報は次の通報伝達システムにより住民に周知する。



(防)：防災行政無線

(専)：専用線

(※Fネットを含む：NTTのファクシミリ通信網サービス。主にFAX専用を使用するための回線)

3 情報の収集

(1) 地震情報の収集

市域において災害の発生が懸念されるような大きな地震を覚知したときは、災害対策本部及びその他の防災関係機関は、速やかに次の情報を収集する。

- ア 市内で観測された震度
- イ 震源位置
- ウ 地震の規模
- エ 震度分布状況

(2) 概況調査の実施

人的被害や建物被害のほか、公共土木、農業、林業、商工業、教育、福祉、上水道、下水道、電気、ガス、通信、鉄道等分野別の施設、設備等の被害について、参集途上及び参集後に概況調査を実施する。

ア 参集途上の被災状況の把握

職員は、参集途上の安全を確保しつつ、被災状況を確認し、その内容を班長又は参集した市の施設の責任者に報告する。

イ 所管施設の被害状況の把握

各班は、参集後直ちに所管する施設の被害調査を実施する。その際、初動期において市が行う応急対策活動と住民等の行う自助・共助活動への情報提供を目的として実施する調査であることに留意し、限られた人員と時間の中で迅速に被害の概況を把握し得るよう、創意工夫する。

(3) 概況調査結果の整理・報告

ア 被害情報の集約

(ア) 各班は、概況調査結果を収集する。

(イ) 各部は、各班が収集した概況調査結果を基に、担当する情報について、情報源別、地域別、被害種別等に整理し、被害情報を取りまとめた上で、災害対策本部に報告する。その際、災害の全体像が把握できるようにし、各被害状況の確認の有無の明確化に努める。

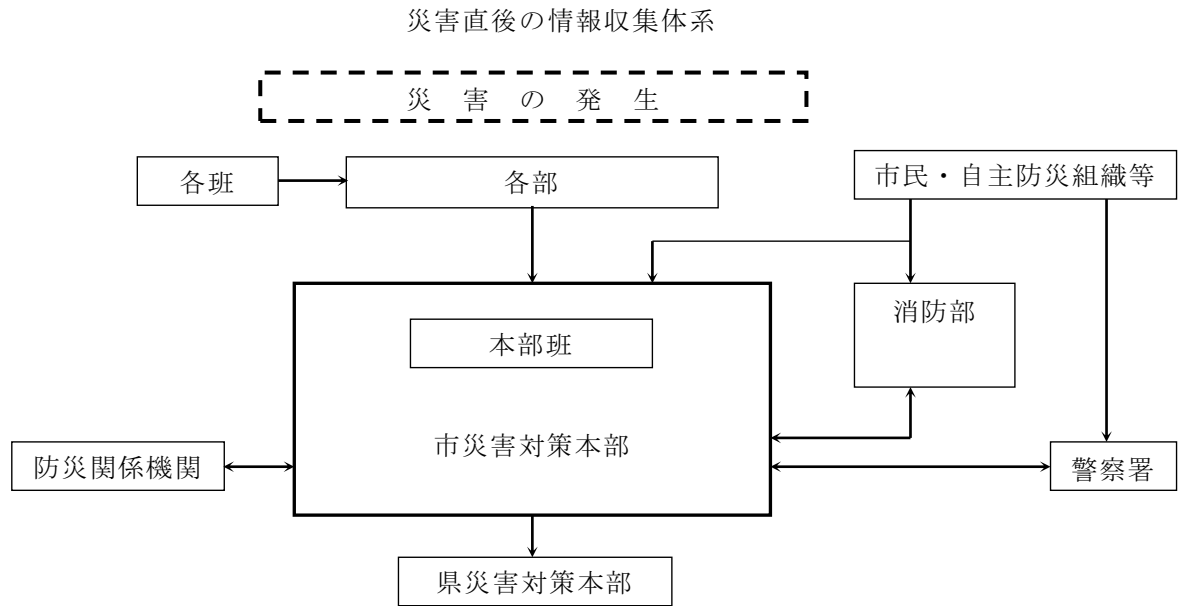
概況調査における情報収集項目

情報の種類	情報整理の担当	情報集約の担当
人的被害	市民生活部 警察署、消防部	本 部 班
建物被害	総務部、建設部、消防部	
公共土木施設被害 農地・農業用施設被害 林業用施設・林道被害	建設部	
教育・福祉施設被害	教育部、市民生活部	
農林・商工関係被害	産業振興部	
上水道・下水道施設被害	上下水道部	
電気・ガス・通信・ 鉄道施設被害	各防災関係機関の市内出先機関	

(ウ) 本部班は、各部から報告を受けた被害情報を集約する。

イ 被害情報の報告及び共有化

本部班は集約された被害情報を遅滞なく県災害対策本部へ報告するとともに、関係する警察署、消防部、その他防災関係機関に対して当該情報を提供し、情報の共有化を図る。



(4) 各種被害調査（詳細調査）

ア 被害家屋数の推定

被害家屋数が災害救助法の適用基準となる滅失世帯数に達すると推定される場合、迅速に災害救助法の適用を申請することが求められる。被害調査班は、市内の震度分布及び火災の発生状況等に基づき、サンプリング調査を実施し、被害家屋数を推定する。この結果が、災害救助法の適用基準を満たす場合は、直ちにその適用を申請する。

イ 各種被害状況等の調査

各部、各防災関係機関は、次の被害情報について調査・収集し、本部班に報告する。

情報収集の項目と担当班（詳細調査）

調 査 事 項			情報収集の担当部・班	情報の集約
被害情報	人的被害	死者	市民班	本部班
		傷病者	福祉班	
		行方不明者	医療救護班	
	建物被害	住家被害	土木班	
		非住家被害	被害調査班	
	公共土木施設被害 農地・農業用施設被害 林業用施設・林道被害	公共土木施設被害 (道路・河川・橋梁等)	土木班	
		農地・農業用施設被害	土木班・農政班	
		林業用施設・林道被害	土木班・林政班	
	教育施設被害	教育施設被害	教育部	
	福祉施設被害	福祉施設被害	福祉班	
農林・商工関係被害	農林、商工施設被害	産業振興部		
指定避難所被害	施設被害	避難所対応班		
サービスの状況等	医療機関の状況	市内医療機関の被害	医療救護班	
	ライフラインの状況	水道の被害	上水道班	
		下水道の被害	下水道班	
		電力供給の状況	本部班	
		ガス供給の状況		
		通信の疎通状況		
	公共輸送機関の運転状況	鉄道	本部班	
バス				

ウ 被害情報のとりまとめ

本部班は、各部（班）、防災関係機関が調査・収集した被害情報を、次の点に留意してとりまとめる。

- (ア) 市全体の被害状況
- (イ) 現在の災害の進行状況
- (ウ) 被害箇所の復旧状況
- (エ) 未確認の情報等

4 被害情報の報告

市長は、災害対策基本法第53条第1項及び消防組織法第4条第2項第21の規定に基づき、被害の具体的な状況を県に報告する。

(1) 報告の種類

ア 緊急報告

市長は、次の区分により第1報を原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

報告基準	報告先
高知県中部で震度4以上を記録した場合	高知県
高知県中部で震度5強以上を記録した場合	高知県、消防庁

【高知県連絡先】

上記1の(2)に掲げる非常通信計画のとおり。

【消防庁連絡先】

区分		平日（9：30～17：45） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別			
N T T回線	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	F A X	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

イ 中間報告

被害の拡大に伴い被害状況を調査し、集計の都度報告を行う。

ウ 確定報告

応急措置が完了し、被害が確定したときにおいて、速やかに報告を行う。

(2) 報告する事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害の状況
- オ 災害に対してすでにとった措置及び今後とろうとする措置
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

第3節 災害広報

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第3節「災害広報」に準ずる。

第4節 応援要請

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第4節「応援要請」に準ずる。

第5節 自衛隊派遣要請

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第5節「自衛隊派遣要請」に準ずる。

第6節 災害救助法の適用

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第6節「災害救助法の適用」に準ずる。

第7節 避難対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第7節「避難対策」に準ずる。

第8節 消防活動

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第8節「消防活動」に準ずる。

第9節 救助・救急活動

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第9節「救助・救急活動」に準ずる。

第10節 医療救護

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第10節「医療救護」に準ずる。

第11節 遺体の収容・埋葬

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第11節「遺体の収容・埋葬」に準ずる。

第12節 交通規制

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第12節「交通規制」に準ずる。

第13節 緊急輸送

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第2章第12節「緊急輸送体制の整備」及び本編第3章第13節「緊急輸送」に準ずる。

第14節 障害物の除去

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第14節「障害物の除去」に準ずる。

第15節 食料・飲料水及び生活必需品の供給

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第15節「食料・飲料水及び生活必需品の供給」に準ずる。

第16節 災害廃棄物の処理

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第16節「災害廃棄物の処理」に準ずる。

第17節 保健衛生・防疫

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第17節「保健衛生・防疫」に準ずる。

第18節 孤立地区対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第20節「孤立地区対策」に準ずる。

第19節 教育対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第21節「教育対策」に準ずる。

第20節 農林業対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第22節「農林業対策」に準ずる。

第21節 ライフライン施設の応急対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第23節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

第22節 施設等の応急対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第24節「施設等の応急対策」に準ずる。

第23節 住宅の応急対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第25節「住宅の応急対策」に準ずる。

第24節 要配慮者対策

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第26節「要配慮者対策」に準ずる。

第25節 ボランティア活動支援

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第27節「ボランティア活動支援」に準ずる。

第26節 義援金、救援物資の受付・配分

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第3章第28節「義援金、救援物資の受付・配分」に準ずる。

第27節 沿岸被災市町村の支援

被災した市町村に対して、指定緊急避難場所、指定避難所、医療救護所、応急仮設住宅用地、その他必要な支援を実施し、「命を守る」「命をつなぐ」等に貢献する。なお、支援に関しては、本市住民との区別はしない。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」に準ずる。

第2節 災害復旧対策（迅速な原状復旧の進め方）

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第2節「災害復旧対策（迅速な復旧の進め方）」に準ずる。

第3節 復興計画（復興計画の進め方）

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第3節「復興計画（復興計画の進め方）」に準ずる。

第4節 被災者の生活再建等の支援

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第4節「被災者の生活再建等の支援」に準ずる。

第5節 激甚災害の指定

具体的な内容については、第1編「一般対策編」第4章第5節「激甚災害の指定」に準ずる。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震対策特別措置法第5条第2項の規定及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日 中央防災会議）第5章の定めに基づき、「南海トラフ地震防災対策推進計画」を以下のとおり定める。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

地震防災上緊急に整備すべき施設等を以下のとおり定める。なお、整備計画等に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定し、その計画に沿って実施する。当該計画の策定に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

1 建築物、構造物等の整備

第2章第1節2「公共、公用施設の耐震化対策の推進」及び3「一般建築物の耐震化対策等の推進」の定めるところによる。

2 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備

第2章第1節の1「地震に強いまちづくりの推進」の定めるところによる。

3 地域防災拠点施設の整備

第2章第1節の6「火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備推進」の定めるところによる。

4 消防用施設及び消防用資機材等の整備

第2章第1節の6「火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備推進」の定めるところによる。

5 消防活動を確保するための道路の整備

第2章第1節の1「地震に強いまちづくりの推進」の定めるところによる。

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

第2章第1節の1「地震に強いまちづくりの推進」の定めるところによる。

7 地震防災上改築又は補強を要する公民館等の整備

第2章第1節の2「公共、公用施設の耐震化対策の推進」及び3「一般建築物の耐震化対策等の推進」の定めるところによる。

8 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池の耐震補強

第2章第1節の8「土砂災害等の予防の推進」の定めるところによる。

9 通信設備の整備

第2章第2節の3「情報収集・伝達手段の整備」の定めるところによる。

- 10 老朽木造住宅密集地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場、その他公共空地又は建築物の整備

第2章第2節の1「地震に強いまちづくりの推進」の定めるところによる。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。

(2) 広域的応援措置が必要となる資機材、人員等

被災時における物資等の調達手配及び人員配置のうち、災害応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、以下のとおりとする。

ア 倒壊建物、土砂災害等による生き埋め現場における救助・救出活動に用いる重機類その他資機材及びその活動のために必要な要員

イ 火災発生時における消火活動に用いる資機材及び薬剤等並びにその活動のために必要な要員

ウ 救命医療活動に用いる医薬品、医療用資器材及び輸血製剤並びにその活動のために必要な医師、看護師、薬剤師等

エ 遺体処理対策用の資機材及びその対策の実施のために必要な歯科医師、葬祭業者等

オ 被災建物応急危険度判定及び宅地危険度判定の実施のために必要な要員

カ 要配慮者の支援のために用いる介助用品、車椅子等及び支援のために必要な要員

キ 保健衛生対策用の資機材及びその対策の実施のために必要な保健師、栄養士、カウンセラー等

ク 災害応急対策活動に用いる車両の燃料

ケ 災害応急対策活動に用いる通信機材

(3) 他機関の応援等に関する事前措置

ア 応援協定の締結の推進

災害応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、以下について応援協定の締結を推進する。

(ア) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の確保

(イ) 避難施設等の確保

(ウ) 上記(2)に掲げる資機材、人員等の確保

イ 応援要請の手続等

人的支援及び物的支援の受け入れに関する手続等は、あらかじめ受援計画に定める。

2 自衛隊の災害派遣

第3章第5節「自衛隊派遣要請」の定めるところによる。

3 物資の備蓄・調達

第2章第2節の7「物資・資機材等の備蓄の推進」の定めるところによる。

4 帰宅困難者への対応

本市では、帰宅困難者を「避難者」として取り扱う。

第3節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁は、次の異常な現象を観測した際は、南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨を「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」として発表する。その後、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、起こった現象の評価が行われ、その結果により「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」のいずれかを発表する。なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表は、地震発生後最短で2時間程度で行われるが、検討が2時間以上に及ぶ場合等には、必要に応じて「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を適宜発表し、引き続き調査中である旨を伝える場合がある。

（現象1） 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出されたM6.8以上の地震の発生

（現象2） 南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生

市は、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、職員の参集・配備基準（第3章第1節第3「動員計画」を参照）に基づき直ちに職員の配備体制の確立を図り、情報の収集や及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

（1） 職員の配備体制の確立

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、第3章第1節第3「動員計画」に定める職員の参集・配備基準に基づき直ちに職員の配備体制の確立を図る。

（2） 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の伝達等

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、情報の収集や及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。なお、その情報伝達の経路、体制及び方法については第3章第2節「災害情報の収集・伝達」及び第3節「災害広報」の定めるところによる。

2 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

気象庁は、発生した異常な現象の評価が次の現象に該当するときは、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表し、その後も引き続き地震活動や地殻変動の状況について「南海トラフ地震関連解説情報」を適宜、発表する。また、政府からは、避難等の警戒を行うよう呼びかけが行われる。

（現象） 南海トラフの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生

（1） 災害対策本部の設置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、第3章第1節第3「動員計画」に定める職員の参集・配備基準に基づき直ちに職員を参集し、災害対策本部を設置する。

（2） 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の伝達等

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等」という。）の発表があったときは、以下のとおり伝達等を行う。

ア 第3章第2節「災害情報の収集・伝達」の定めるところにより、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等を伝達する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるように留意する。

イ 地域住民等並びに防災関係機関に対し、第3章第3節「災害広報」の定めるところにより「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等を伝達する。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするように留意する。なお、地域住民等に対する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うように努める。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された後の周知

ア 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、第3章第3節「災害広報」の定めるところにより「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

イ 地域住民等からの問い合わせに対するため、第3章第3節「災害広報」の定めるところにより窓口を設置する。

(4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

災害応急対策の実施状況、その他「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された後の諸般の状況については、第3章第2節「災害情報の収集・伝達」の定めるところにより、各部がその情報を収集し、災害対策本部はその情報を集約するとともに、指示事項等の正確かつ迅速に伝達する。なお、収集・集約体制を確立する際には、末端から各種情報を収集するための必要な措置をとる。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、最初の地震発生から1週間を基本として「巨大地震警戒対応」（「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときの防災対応をいう。）としての災害応急対策を実施する。なお、1週間の経過後は「巨大地震注意対応」（「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときの防災対応をいう。下記3を参照。）に切り替えられるが、この場合の対応の実施期間は、切り替え後1週間を基本とする。

(6) 避難対策等

ア 地域住民等に対し、家具の固定状況、非常用持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認するように周知する。

イ 次に掲げる者を対象として、「高齢者等避難」を発令し、地震発生後の避難では間に合わない可能性がある要配慮者の避難、及びそれ以外の者の個々の状況等に応じた自主的な避難を促す。この場合において、避難対象となるような区域以外が安全だと誤解されないように留意する。

(ア) 地震に伴う土砂災害の不安がある土砂災害警戒区域内などに住む地域住民

※ 地震に伴う土砂災害は、その発生のメカニズムが十分解明されていないため、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むのが困難であるが、その一方で、土砂災害が発生した場合には身体や生命に著しい被害を及ぼすおそれがあるため、不安がある地域住民に対しては、個々の状況に応じて、身の安全を守る等の防災対応を促すことが望ましい。

(イ) 現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある地域住民

※ 住宅の倒壊に対しては、突発的に発生する大規模地震への備えとして、住宅の耐震化を推進していることから、一律の避難を求めることを基本としないことに留意する。

また、地震火災に対しても、そのおそれのある区域（「香美市地震火災対策計画」（平成29年3月）に定める南海トラフ地震発生時に想定される地震火災対策を重点的に推進する地区をいう。）を対象に感震ブレーカーの設置を推進していることや、地震発生後には、火気器具・電熱器具の使用を控えること等によって、火災の発生を防止するように呼びかけるべきであることを踏まえ、一律の避難を求めることを基本としないことに留意する。

ウ 地震発生後の被害調査による被害状況を踏まえ、「避難指示」を発令し、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域の住民の避難を促す。この場合において、避難を促す対象は、上記イに掲げる者とする。

エ 地域住民の避難は、第3章第7節「避難対策」の定めるところにより行う。安全な親戚・知人宅等への避難を基本とするが、それが難しい地域住民に対しては、避難所を開設する。その際、耐震性の不足する住宅や土砂災害警戒区域など土砂災害のおそれのある箇所が市域の各地に点在していることを考慮し、あらかじめ避難者数を想定した上で、可能な限り事前に多くの避難所を確保する。

※ 災害が発生した後の避難と異なり、通常どおり社会活動が継続されていることから、自動車を利用した避難が行われるものと想定される。そのため、渋滞の発生、交通安全、避難所の駐車スペースの確保など、自動車の利用を前提とした検討を行うことが重要である。また、小・中学校に避難所を開設する際には、休校に伴い児童・生徒の帰宅等のための引渡しが行われることに留意し、安全の確保に努める。

オ 避難所を開設する際には、災害が発生した後の避難と異なり、電気、ガス、上下水道、通信サービス等のライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、自らの必要な物資は、自らが確保するように周知する。

※ 市が備蓄した食料、飲料水及び生活必需品は、後発地震が発生した際に必要となるものであるため、1週間を基本とした避難に必要な物資は各自で準備し、避難生活の中で不足するものは営業を継続している商店等で各自が購入することを基本とする。なお、避難に必要な物資や貴重品等の確保のための自宅への一時帰宅については、帰宅中に地震が発生した場合の安全を自らが確保した上で実施することとなる。

カ 地域住民等は、自主防災組織等の単位で互いに協力しつつ、避難所の運営に協力する。

(7) 関係機関のとるべき措置

ア 消防機関及び水防団は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表されたときは、第3章第7節「避難対策」の定めるところにより避難経路を確保し、避難誘導を行う。

イ 市及び上下水道事業管理者は、第3章第15節「食料・飲料水及び生活必需品等の供給」の定めるところにより必要な飲料水を供給する。

ウ 市は、道路管理者等と調整の上、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。また、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表されたときは、第3章第12節「交通規制」の定めるところにより交通規制を行う。

エ 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表されたときは、市が自ら管理等を行う道路、河川、庁舎等公共施設の緊急点検を行い、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 道路

橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置を講ずる。

(イ) 河川

水門の閉鎖手順の確認を行う。

(ウ) 庁舎等公共施設

後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、第1編「一般対策編」第2章第9節の5「市が管理等を行う施設等に関する対策」及び業務継続計画の定めるところにより必要な措置を講ずる。

オ 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表されたときは、市が自ら管理又は運営する保育園、小・中学校について、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 小・中学校

休校とする。

(イ) 保育園

災害が発生した後と異なり、通常どおり社会活動は継続していると想定されることから、休園としない。ただし、その時の状況に応じた必要な措置を講ずる。

(8) 関係機関との連携の確保

市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」等が発表されたときは、滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

（第2節の4「帰宅困難者への対応」を参照）

3 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

気象庁は、発生した異常な現象の評価が次のいずれかの現象に該当するときは、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表し、その後も引き続き地震活動や地殻変動の状況について「南海トラフ地震関連解説情報」を適宜、発表する。また、政府からは、日ごろからの地震への備えを再確認する等の注意を行うよう呼びかけが行われる。

- (現象1) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上、M8.0未満の地震が発生
 (現象2) 南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸以外側 50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生
 (現象3) ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測

(1) 災害対策本部の設置

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、第3章第1節第3「動員計画」に定める職員の参集・配備基準に基づき直ちに職員を参集し、災害対策本部を設置する。

(2) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等の伝達等

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等」という。）の発表があったときは、以下のとおり伝達等を行う。

ア 第3章第2節「災害情報の収集・伝達」の定めるところにより、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等を伝達する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるように留意する。

イ 地域住民等並びに防災関係機関に対し、第3章第3節「災害広報」の定めるところにより「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等を伝達する。この場合において、防災行政無線、緊急速報メール等の活用による伝達手段の多重化・多様化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行いうるものとするように留意する。なお、地域住民等に対する「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮する。

ウ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等について、状況の変化等に応じて逐次伝達するために必要な措置を講じるとともに地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うように努める。

(3) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表された後の周知

ア 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、第3章第3節「災害広報」の定めるところにより「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

イ 地域住民等からの問い合わせに対するため、第3章第3節「災害広報」の定めるところにより窓口を設置する。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、発生した異常な現象の評価に基づき、次に掲げる期間を基本として「巨大地震注意対応」（「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときの防災対応をいう。）としての災害応急対策を実施する。

ア 上記現象1又は現象2（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）のいずれかの現象に該当するときは、1週間

イ 上記現象3の現象に該当するときは、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間

(5) 関係機関のとるべき措置

ア 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表されたときは、地域住民等に対し、家具の固定状況、非常用持ち出し袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認するように周知する。

イ 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表されたときは、地域住民等に対し、日常生活を行いつつ、一定期間、地震発生に注意し、できるだけ安全な行動をとるように呼びかける。

ウ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表された場合の地域住民の避難は、個々の状況に応じた安全な親戚・知人宅等への自主的な避難を基本とする

エ 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表されたときは、市が自ら管理等を行う道路、河川、庁舎等公共施設について、日ごろからの地震の備えを再確認する。

オ 市は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」等が発表されたときは、市が自ら管理又は運営する保育園、小・中学校について、次に掲げる措置を講ずる。

(ア) 小・中学校

原則として休校とする。

(イ) 保育園

災害が発生した後と異なり、通常どおり社会活動は継続していると想定されることから、休園としない。ただし、その時の状況に応じた必要な措置を講ずる。

第4節 防災訓練計画

1 大規模な地震を想定した防災訓練

(1) 市及びその他の防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

具体的な内容については、第2章第2節の14「実践的な防災訓練の推進」の定めるところによる。

(2) 上記(1)の防災訓練は、防災週間等を利用し、少なくとも年1回以上実施するように努める。

2 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の防災訓練

「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表された場合を想定し、次のような実践的な訓練を実施する。

(1) 参集・災害対策本部設置訓練

(2) 情報収集・伝達訓練

第5節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

1 職員等に対する防災教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の次に掲げる事項について教育を実施する。

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する防災教育

市は、地域住民等に対して、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、次に掲げる事項について教育・広報を実施する。この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、可能な限り地域住民等の立場を考慮し、地域の実情を反映した具体的な教育・広報を行うように配慮する。

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の内容並びにこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における指定避難所並びに指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低3日分以上（可能であれば7日分以上）の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3 学校教育における防災教育

市は、児童生徒に対し、学校教育課程において、地域防災上必要な防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 教員が果たすべき役割
- (5) 家庭内での地震防災対策の内容

4 保育園・幼稚園の園児に対する防災教育

市は、園児に対し、家庭・地域と連携しながら防災教育を実施する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される揺れ及び津波から身を守る方法
- (2) 避難訓練を通して、「いざ」というときの行動を身につける方法

5 防災知識の普及方法

市は、次に掲げるような媒体を利用した防災地域の普及に努める。

- (1) 講演会、説明会等による防災知識の普及
- (2) 印刷物による防災知識の普及
 - ア 緊急時の行動マニュアルの配布
 - イ ハザードマップ等の配布
 - ウ 広報紙等の防災記事による住民啓発
- (3) 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及
- (4) インターネットを活用した防災知識の普及

6 相談窓口の設置

地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その周知を図る。